

仕様書

1. 基本事項

(1) 業務名称

箕面市立児童発達支援センター診療所電子カルテシステム保守業務委託

(2) 目的

令和7年4月に開設する箕面市立児童発達支援センター診療所で使用する電子カルテシステムを導入し、医師の診察支援、会計処理、レセプト請求を一体的に行えるようにする。

(3) 契約期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

(4) 支払方法

委託料は、年度ごとの業務完了払とする。

(5) 履行場所

市役所第二別館 箕面市立児童発達支援センター診療所内（予定）

(6) 業務内容

主な業務は、以下の各項目にかかるシステム等の運用保守とする。各業務の詳細については後述する。

- ・ 電子カルテシステム
- ・ 医療用画像管理システム（PACS）
- ・ 箕面市立児童発達支援センター診療所電子カルテシステム導入等業務委託で調達する機器の保守

(7) 上限金額

年額567,600円（消費税及び地方消費税含む）

(8) 留意事項

- ① 受託者は、業務の実施にあたり、関係法令及び条例等を遵守すること。
- ② 「箕面市立児童発達支援センター診療所電子カルテシステム導入等業務委託」を共同提案する場合は、同じく共同で企画提案すること。ただし、共同提案の場合は代表者を定め、対応窓口を原則1箇所に統一すること。代表者は、本入札の手續及び契約の締結並びに受託事業の実施について、以下に掲げる事項を総括しなければならない。
 - (ア) 本入札における関係書類の作成及び提出に関する事項
 - (イ) 入札参加資格確認の手續に関する事項
 - (ウ) 契約締結の手續に関する事項
 - (エ) 委託料の請求及び受領に関する事項
 - (オ) 受託事業の業務実施に関する事項（他の構成員の業務実施に関する事項を含む。）

- (カ) 他の構成員の権利の確保に関する事項
 - (キ) 業務の実施その他受託事業に係る市との調整等に関する事項
 - (ク) その他入札の手續及び契約の締結並びに受託事業の実施について、市から指示された事項
- ③ 本業務を履行するにあたり必要な各種申請手続き等は、原則、受託者の負担により行うこと。
 - ④ 業務内容及び業務の遂行上知り得た事項は、市の承認を得ないで他に漏らし、または本業務以外の目的に使用してはならない。契約期間が終了、又は契約が解除された後においても同様とする。
 - ⑤ 業務の進捗等について、市に定期的に報告すること。
 - ⑥ 受託者は、本市の情報セキュリティポリシーを遵守すること。
 - ⑦ 本仕様に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、本市と本業務の受託者で協議のうえ決定する。

2. 各業務の内容

(1) 共通事項

- ① 保守は、自庁オンサイト方式とし、受託者法人所在地等からのリモート保守は不可とする。
- ② 受注者は、業務を実施するに当たり、本業務の責任者を選任すること。
- ③ 責任者は、業務遂行時の組織体制、緊急時の連絡体制、その他従業員の職務分担、その他必要時の組織体制を整え、業務を実施すること。
- ④ 責任者は、継続的かつ能動的な支援が行えるような組織体制を整えること。

(2) 電子カルテシステム

① 業務内容

- (ア) 日常の運用支援、障害対策のため、問合せに迅速に対応できるソフトサポート体制を整えること。
- (イ) サポート対応時間については、月曜日～金曜日9：00～17：00（祝日、営業外の日を除く）とすること。ただし、システムの運用時間及び緊急時は可能な限り対応すること。
- (ウ) 障害が発生した場合、速やかに原因の特定を行い、状況に応じた障害対策を講じること。
- (エ) 初期対応として、速やかに原因調査を実施し、発生箇所の切り分けを実施し、ソフトウェアに起因する場合は復旧の見込み時間を発注者に報告すること。復旧まで2時間以上要する見込みの場合は、少なくとも2時間おきに関係者に状況を報告すること。
- (オ) ハード保守実施拠点の場所は関西圏とする。
- (カ) 万が一サーバーにトラブルが発生しても、クライアントにバックアップし、クライアント1台で、継続操作が可能なこと。通常は、クライアントとして動作し、サーバー障害時に、クライアントをサーバーに切り替えることで業務の継続が可能なこと。また、切り替え後クライアントサーバー方式が可能なこと。
- (キ) 外付のハードディスク等に、毎日の業務のバックアップはもちろん、月に一度OSごとバックアップできること。

- (ク) 情報収集、データ整合性・不具合調査、データ復旧等を行うこと。
また、バックアップデータから復旧が必要な場合は、発注者の承認の後、指定したバックアップデータから速やかに復元すること
- (ケ) 調査の結果、本調達に含まれるソフトウェアに起因する場合にあたっては、プログラム修正等の対応作業（再設定・動作確認含む）を実施すること。この作業に係る費用は、本契約に含むこととする。
また、再発防止策を提示すること。
- (コ) 法改正、報酬改定等に対応すること。法改正に対する改修費は、システムの根幹に影響するような大規模改修や国や府からの補助金交付の対象となる改修を除き、原則、システム保守内で対応すること。
- (サ) システムのバージョンアップ(機能改善、バグ対応等)を適宜実施すること。
- (シ) 各バージョンアップ・メンテナンスに係る費用はシステム保守内で対応すること。
- (ス) 発注者において障害が発生していない場合でも、発注者と同様のソフトウェアを導入している他の自治体等で障害が発生した場合には、発注者への影響調査を実施し、対応すること。対応費用は本契約に含むこととする。
- (セ) 障害の発生を確認した際は、報告書を提出すること。

② 業務の引継

受注者は、本業務に係る契約が満了し、又は解除されたときは、引き継ぐべき業務の内容の詳細を記録した業務引き継ぎ書を作成し、発注者に提出するとともに、十分に説明を行うこと。

受注者は、発注者が事業を継続して遂行できるよう、移行業務を支援することとし、次期ソフトウェアを受注者が円滑にデータ移行できるように受注者側で費用負担の上、本ソフトウェアの情報をCSV形式等で抽出する作業を実施するなど、本業務の範囲内でシステム切り替えに協力すること。

(3) 医療用画像管理システム（PACS）

① 業務内容

電子カルテシステムと同じ要件とする（ただし、カは必須とはしない）。

② 業務の引継

電子カルテシステムと同じ要件とする。

(4) 箕面市立児童発達支援センター診療所電子カルテシステム導入等業務委託で調達する機器の保守

① 導入後の各機器の保守管理を行うこと。

② 故障や障害など機器の不具合に対する修理等の受付及び出張保守・交換保守の手配をすること。

③ 修理は訪問あるいは引き取りにて実施し、事前に修理依頼窓口の連絡先を市に報告すること。

- ④ ハードディスク等の記憶領域に保存されたデータの流出を防ぐ対策をすること。